

公益信託 本田弁二郎留学生技術者育成奨学基金奨学生

平成30年度募集要項

1. 応募できる者

- (1) 埼玉県、静岡県及び三重県内に所在する大学に所属する学部3年生、及び大学院生の正規生で、理学、工学、農林水産学を学ぶ海外からの留学生。（除く情報系）
- (2) 上記のうち、次に該当する者。
  - ①大学生生活上、奨学金の援助を必要とする者。
  - ②品行方正・志操堅固・健康で学業成績が優秀な者。
  - ③他の奨学金制度から受給を受けていない者。

2. 奨学金等

- (1) 奨学金の額は、年額 1,000,000円とする。
- (2) 奨学金の給付期間は、卒業するまでの3ヵ年以内（学部、修士、博士課程の最短終業年限）とする。
- (3) 奨学金は、5月、7月、10月、1月の一定日に給付する。  
（新規奨学生は7月に6ヵ月分を10月・1月に3ヵ月分を支給する。）
- (4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

3. 本年度の採用予定人数

8名の予定。

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を、在学する大学の学長を経て平成30年4月20日迄に当基金に提出する。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 前年度の成績表（写可）【修士課程は学部のもの、博士課程は、修士課程の成績表】
- (4) 作文（A4版400字詰め原稿用紙2枚程度・様式は自由）

- 題 ①大学又は大学院を終了後の将来の希望について  
②日本での勉学希望について  
①又は②のうちから1題

※（1）奨学生願書及び（4）作文は、原則自筆によることとし、日付、署名も必ず記入すること。

5. 選考及び決定

当基金は、4.により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り奨学生を6月中旬までに決定し、在学する大学の学長を経て、本人に通知する。

【裏面へ続く】

## 6. 学業成績等の報告

奨学生は、毎学年終了後、在学する大学の学長を経て、学業成績証明書等を当基金に提出しなければならない。

## 7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は、在学する大学の学長を経て直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき
- (2) 休学、復学、転学、転学部、転学科又は退学しようとするとき
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき

## 8. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき
- (3) 理学・工学・農林水産学以外に転学部又は転学科したとき
- (4) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (6) 自主退学したとき
- (7) 埼玉県、静岡県及び三重県以外の大学に転学したとき
- (8) 虚偽の申請をしたとき
- (9) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき

## 9. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があった場合は、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

## 10. 関係書類の提出先及び照会先

〔公益信託 本田弁二郎留学生技術者育成奨学基金事務局〕  
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部  
公益信託課 本田弁二郎留学生技術者育成奨学基金担当  
電話 0120-622-372 (フリーダイヤル)  
(受付時間 平日9:00～17:00)  
FAX 03-6214-6253